

平成十九年六月十五日受領
答弁第三五一号

内閣衆質一六六第三五一号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在トリニダードトバゴ大使館に配置されていた陶磁器「色釉壺」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在トリニダードトバゴ大使館に配置されていた陶磁器「色釉壺」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「色釉壺」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「色釉壺」は、昭和五十四年に四十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「色釉壺」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「色釉壺」を廃棄した時点でのトリニダード・トバゴ国駐箚特命全権大使は高木量であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「色釉壺」の管理体制は適切であつたと考える。